平成28年(ワ)第27258号、平成29年(ワ)第19529号 損害賠償請求事件
原告 朝倉泰子ほか121名
被告 国

抗議及び要請書

2022年3月14日

東京地方裁判所民事第6部御中

上記原告団・弁護団一同
(連絡先)弁護士中野麻美

第1. 本抗議及び要請の趣旨

1. 私たちは、裁判所が行った1月28日の第16回口頭弁論期日における訴訟指揮と、原告らの言論を認めない一方的裁判官の退席に強く異議を申し立てます。また、その後作成された口頭弁論調書に弁論終結と判決言渡期日を記載したことについても「告知」はなかったという以外にないので強く異議を申し立て、その撤回を求めます。
2. 本件訴訟は弁論終結にふさわしく審理が熟したとはいえないのに、裁判所が3月25日午前10時に判決を言渡そうとしていることに強く抗議し、その撤回を求めます。
3. 裁判所が1月28日の期日に警察官まで配備して当事者・傍聴人を法廷秩序を紊乱する危険があると決めつけ、さらに3月25日の法廷に出席する当事者・傍聴人に対し「手荷物検査」を実施するとしていることに、強く抗議します。
4. 私たちは、裁判所が口頭弁論調書に3月25日午前10時を判決言い渡し期日とする旨の記載を認めません。この期日に判決を言い渡すのであれば、原告当事者は全員出席を見合わせます。
5. 裁判官が作成し空の法廷で言い渡した判決は、同時刻に民事第6部書記官室に受取に行きますので、用意しておくようお願いします。

第2. 前記抗議及び要請の経過と事情

1. 1月28日の法廷で起きた前代未聞の出来事

2022 年1月28日の第16回口頭弁論期日は、きわめて平穏な意見陳述から始まりましたが、裁判官は、原告が提出した書面の一部を確認したのみで、新たな尋問申請を法廷に顕出させることなく、したがって、その採否も決定しないまま、原告代理人が今後の立証について意見を述べようとするのも無視して、突如として法廷に背を向け裁判官席から「退場」しました。私たちは、このような事態に直面さ

せられたのは初めてであり、法廷に残された誰もが呆気にとられました。何がおきたのか書記官に事情を聴くなどしましたが、原告らが自主的に退廷した法廷の外には警察官を含む数十名の法廷警備体制が組まれていました。

その後裁判所が作成した「口頭弁論調書」には、裁判長はこの期日で「弁論終結」としたこと、そして判決言い渡し期日を「3月25日」と告知したと記載されていました。しかし私たちは、前記のとおりこのような告知を受けていません。裁判官は告知したというのかもしれませんが、少なくとも法廷に周知されたと言えるものではまったくありません。

2. 弁論終結と判決言い渡し期日の指定は認められない

したがいまして、私たちは、この弁論終結と判決言い渡し期日の指定については、弁論主義に反し、裁判を受ける権利を蹂躙したものとして認めるわけにはまいりません。その経過及び根拠については、民事訴訟法に基づく訴訟指揮に対する異議申立書及び口頭弁論調書に対する異議申立書並びに弁論再開申立書（別紙添付のとおり）に記載したとおりです。

3. 警察官の導入や「手荷物検査」も認められない

また、私たちは、「非暴力」により暴力や武力行使に抗うことを信条に行動してきました。この姿勢は法廷でも一貫しており、対話による手続きを求めてきましたが、裁判所が警察官まで動員して法廷秩序を乱す集団のように私たちを扱ったことは、とても納得できることではありません。しかも裁判所からは、なにかのブログに法廷内を撮影した映像がアップされていたとし、3月25日の判決言い渡し期日には、法廷に入る原告・傍聴者に対する「手荷物検査」を実施すると伝えられました。「法秩序」を乱したのは原告・代理人ではありません。裁判所の訴訟指揮こそ問題です。それを、まるで原告・代理人が「違法集団」であるかのように警察官まで配備し、判決日には手荷物検査まで実施するというのでは、何が「法の支配」なのか、人権の守り手であるべき裁判官の役割と使命からみると、重大な問題であると考えます。

第3.　裁判を受ける権利の蹂躙

1. 私たちの訴え

私たちは、「ジェンダーと平和」をテーマに、安全保障法制の違法性と民衆の被害を訴えています。私たちは、憲法前文でいうところの、恐怖と欠乏からの自由、対等な人間相互の承認・信頼を基盤とする「民衆の平和」の担い手であり主体です。平和は、人権の核心にある自由と平等なくしてありえません。そして、戦争は、人間を道具とする、差別と暴力の究極の形態です。憲法9条は、この「民衆の平和」によ

って、国家が武力を行使して紛争を解決することを禁止したわけですが、安倍政権（当時）は、2014年にこの憲法の鉄則を犯しました。差別と暴力に抗って生きてきた私たちが、その体験からこの安保法制が女性の権利を侵害するとして損害賠償請求訴訟を提起したのが、2016年8月15日でした。2014年7月の解釈改憲閣議決定から翌年9月19日の安全保障法制強行採決に至る過程と強行採決は、公権力行使の濫用によって戦争を放棄した平和憲法を犯し、その結果、①女性たちが積み重ねてきた平和への努力を無にし、②その努力によって形成してきた女性に対する暴力（戦時・平時の軍隊による性暴力を中心とする）の根絶をめざす平和の価値と諸国民との間の信義を否定し、③国連安保理決議に基づいて求められた安全保障のジェンダー主流化に向けた原告らの取り組みと成果を無化し、④米軍との有機的一体化のもとに日本を戦場とする危険を余儀なくさせ、⑤軍事化を進行させることによって女性たちが根絶を求めてきた女性に対する差別と貧困、暴力を増長させて現実の苦悩を強いるなどの損害を加えました。この訴訟は、私たちが保有するこれらの具体的な権利利益が侵害されたことを根拠に国に対し損害賠償を求めるものです。

2　解釈改憲にかかわる議事録等情報開示を求めるのは当然であること

安保法制強行採決から5年を経過して、堰を切ったように、当時「集団的自衛権行使」を可能にする解釈改憲をリードした官僚や自衛隊幕僚など制服組幹部たちによって、「国防」をめぐる論議が出版・報道されるなど、日本の軍事化と戦場化に向けた安全保障政策が公然と議論されるようになりました。米軍と一体化した自衛隊の配備や共同訓練（これも武力による威嚇）が日本を含む東アジアの戦場化を想定しながら進められています。こうした東アジアの有事を想定した動きは国内の有事体制とともに、「安保法制懇」当時から検討されてきたことがうかがえます。しかし、この法制のリスクを隠すため、安保法制懇議事録は国会にも明らかにされることはありませんでした。また、内閣法制局が解釈改憲に深くかかわるようになったことは公知のことですが、解釈の変更に向けた「意見事務」処理の歴史的記録は破棄されています。

私たちは、ちょうどこの時期、政府がすすめていた、安全保障のジェンダー主流化を求める安保理決議1325号の「国別行動計画」策定に、市民社会の側から直接・間接にかかわってきました。そして、平和に欠かせない課題として、日本軍「慰安婦」制度による被害救済・責任の明確化、軍隊による性暴力や反日攻撃などヘイトスピーチによる人権侵害の根絶を盛り込むよう働きかけてきました。それは「民衆の平和」を求め、そうした観点から何が本当の安全保障であるのかを問うものでした。民衆の平和の権利が国家権力の発動を規制する憲法9条の解釈をめぐる論議のなかでどのように扱われたのかは、この訴訟における最大の関心事でもあり

ます。とくに、当時の安倍総理が強行採決後に開催された国連総会に出席して「国別行動計画」の策定を報告したとき、市民社会がかろうじて盛り込ませたこれらの課題に触れた部分を削除していました。そうした経過からみても、これまで活動してきた私たちには、安全保障とは何かをめぐってどんな議論が行われたのか知る権利があるはずです。そのため、私たちは、これまで秘密にされていた安保法制懇議事録を提出するよう「文書提出命令申立」を行い、あわせて横畠内閣法制局長官（当時）の尋問を申請しました。

3. 裁判所は何を守ろうとするのか

この立証は、解釈改憲から安保法制を強行採決する過程で私たちの権利が侵害されたことを明らかにするうえで重要な証拠でした。のみならず、それは憲法の平和主義と民主主義のあり方を問うものでもあります。

安保法制懇の議事録は、私たちが背負わされるリスクの想定とその隠蔽を明らかにするために不可欠なものであり、文書提出命令申立は当然認められるべきです。また憲法解釈の変更と本件法制の射程を検討してきた内閣法制局における意見事務の経過は、安保理決議で求められた安全保障におけるジェンダー主流化とそのために活動を重ねてきた原告らの排除の過程を明らかにするものです。すでにその歴史的記録が破棄されている以上、横畠元長官尋問は不可欠であるはずです。

私たちは、そのことを主張して文書提出命令を申立て、横畠元長官尋問の採用を求めましたが、裁判所は第15回口頭弁論期日で、文書提出命令も尋問も必要はないとして認めませんでした。裁判官忌避申立てを経て再開された第16回口頭弁論期日では、その必要性を明らかにする主張と立証をさらに積み上げて、裁判所がこの申立を採用するよう求めることにしました。そのために、わざわざ事前に、きちんと原告らの話を聞いてもらいたい、裁判所がその必要がないというなら理解を深めるために意見交換したいと要請していました。

ところが、裁判官は、事前の要請にもかかわらず、原告らが求めた立証について無言のまま、原告代理人が意見を述べようとすることも無視して、背を向け退席したのです。私たちが提出した新たな人証申請を弁論期日に提出扱いにすることもなく、弁論は一方的に終結させられてしまいました。そうした「訴訟指揮」に備えて裁判所の警備要員に加え警察官まで動員していたとは驚きの事態でした。私たちが「不逞の輩」のような扱いをされるいわれはまったくありません。そして、このような訴訟指揮は、私たちの弁論権を威力により制圧し、裁判を受ける権利を侵害し、もって国を擁護しようとするものです。裁判官の使命は、憲法に保障された私たち市民の人権を国家から守ることにあるはずです。

第4. 私たちの決意

法廷で告知を受けていない3月25日の判決言い渡し期日を認めることは、司法に貫かれるべき「法の支配」を自ら蔑ろにすることで、私たちの信条に反します。したがって、判決期日に法廷に出頭するわけには参りません。

また、前記裁判所の訴訟指揮は、私たちの主張を切り捨て、意見を述べようとすることさえ無視して弁論権を奪ったのみならず、「不逞の輩」扱いにして人格を貶めました。そのうえ、3月25日の法廷に出席する当事者・傍聴人に対する「手荷物検査」まで命じる正当な根拠は認められません。

この安保法制違憲訴訟を担当する裁判所・裁判官が、多数の威力を借りた強行採決を想起させるようにその権威を振りかざして前記のような行動に出たことは、裁判官としての職務上の義務に著しく反し、あるいは職務を甚だしく怠ったものとして弾劾・訴追されるべきであり、かつ、私たちの裁判を受ける権利を蹂躙した「権力の濫用」として厳しく賠償責任が問われるべきものです。

私たちは、主権者として、また非暴力による平和を追求する信条に基づき、このような行為は絶対許さない決意であることを改めてここに表明し、お伝えするものです。

別紙１

平成28年(ワ)第27258号、平成29年(ワ)第19529号 損害賠償請求事件
原告 朝倉泰子ほか121名
被告 国

2022年1月28日弁論期日における
裁判官の訴訟指揮に対する異議申立て

2022年1月31日

東京地方裁判所民事第6部合議部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 朋 子

弁護士 齊 田 紀 子

弁護士 秦 雅 子

弁護士 杉 浦 ひとみ

弁護士 角 田 由紀子

弁護士 中 川 瑞 代

弁護士 中 野 麻 美

弁護士 西 川 基 子

弁護士 山 本 志 都

2022年1月28日午後2時半に開催された口頭弁論期日（以下「本弁論期日」という）における裁判長の訴訟指揮については下記の通り民事訴訟法上の重大な疑義があります。従いまして、以下に同法150条に基づき下記のとおり異議を申し述べます。また、本件異議申立に対する裁判については、文書にて裁判所の結論及び理由を明らかにするよう求めます。あわせてそれまでの間、口頭弁論調書の作成を留保されるよう要請します。

記

第1　民事訴訟法第150条に基づく異議申立の趣旨

1.　頭書事件について、2022年1月28日午後2時半から開かれた弁論期日については、予定された弁論が完結していないので、新たに期日を設けて審理を続行されたい。

2.　第1項記載の弁論期日において警察官を含む多人数の配備により原告らを威圧した訴訟指揮に関し、その必要性・合理性・法的根拠を明らかにされたい。

第2. 異議申立の理由

1　弁論期日の経過

（1）　本弁論期日の持ち方についての事前要請の内容

原告らは、本弁論期日に先立ち、1 月 24 日付けで、下記の要請を裁判所宛て行った。

第 1 に、前回期日以降本弁論期日に至るまでの間に担当裁判官が交代していることから、口頭によりこれまでの審理の結果を陳述させていただくこと。

第 2 に、未陳述となっている準備書面（25）及び準備書面（26）について、直接主義口頭主義の原則にたって、その内容の要旨を口頭陳述する機会を求め、これらの書面については、特に準備書面（26）についてその内容に照らし、被告国側の認否反論を求めた。

第 3 に、前回弁論期日後に書証及び人証申請書を提出していたところ、これらの立証を法廷において陳述することはもとより、すでに申立をしている文書提出命令申立及び横畠尋問申請とともに採用することを強く要望した。

第 4 に、前記については、その必要性について裁判所に十分理解をいただくため意見を述べさせていただくこととあわせ、前記準備書面記載の内容をふまえた裁判所の考えを原告らに説明するよう求めた。

以上の手続きは、民事訴訟法に基づくもので、本件審理を尽くしたといえるう

えで必要不可欠であり、裁判所においても当然応えるべき責任がある。

（2） 弁論期日当日に執り行われた手続きの経過

1） 本弁論期日において、原告代理人は、口頭により弁論更新の意見陳述及び準備書面（25）及び（26）の内容について口頭陳述を行った。

2） 裁判所は原告らが提出した前記準備書面の陳述を確認し、さらに提出した書証については提出を確認し取り調べたが、本弁論期日までに新たに提出した原告らの証拠申出書については提出扱いしなかった（裁判所は証拠申出がなされていることを確認さえしていない）。

3） そこで山本代理人は、裁判所に対し、証拠調べについて意見を述べようと立ち上がり、「原告代理人の山本です。今後の立証について意見を・・・」と述べかけたところ、裁判長は、山本代理人の意見に耳を傾けることなく無視して、陪席に合図して立ち上がり、陪席とともに傍聴席及び代理人席に背を向けて法廷から退出した。

（3） 裁判官の手続き途中での突如の退出後の経過

1） 原告ら及び代理人は何がおこったのか呆気にとられてしまった。法廷内は、裁判官が退廷するまでの間は普通に話をすれば声は通る状態であったが、裁判長から、本弁論期日をどのように終わらせようというのか、また次回は何を予定するのかについての告知を聴くことはなかった。裁判長は自分は述べたと言うのかもしれないが、仮に述べたとしても訴訟指揮権発動として明瞭な言語によって法廷に周知されてはおらず、原告代理人らは裁判長の言葉を聞き取ることはできなかった。裁判官らが法廷からあっという間に退出したのち、原告代理人らは、1人法廷に残った書記官に対し、裁判長が何を述べたのかもう一度法廷に戻ってはっきり告知するよう求めた。

2） 書記官はその旨裁判官に伝えるとして法廷を退出したうえ、法廷に戻ってくると「裁判長は閉廷したので来ない」旨原告らに伝えた。また原告らが裁判官が山本代理人の発言中にこれを無視して退出したことについて異議を述べ、事実関係の確認を求めてこのやりとりを録音しているのかと問う原告代理人に対し、「録音はしていない」と回答した。

3） 原告らと代理人は、それぞれに、裁判長が何を述べたのか述べなかったのか聴き取ることはできず、したがって周知もされていないし、このまま閉廷するなど到底認められないから、裁判は終わっていないとの意見を書記官に伝えた。すると、書記官は「伝えることはそれだけですか」「もう一度聞いてくる」と述べ、再度裁判官室に赴いた。

4） その後原告らは、法廷で書記官を待ったが、訟廷係数名が「法廷が終わったと

聞いた」といって法廷入り口から法廷内を監視していた。法廷に戻った書記官は、原告ら及び代理人に対し、「閉廷したので裁判長はうかがえない」「裁判所の今日の期日は終わったので、説明することはない」旨告げた。山本弁護士ほか代理人らは、「発言の途中で出て行ったのだし法廷が終わったとは認められない」、「裁判長は再度法廷に出てきて訴訟を進行するように」と言葉を尽くして説得を試みたが、「期日は終わった」と鸚鵡返しにするばかりであった。

5） 原告らおよび代理人は、直接裁判官に要請しようと民事第 10 部のあった同第 6 部の書記官室に向かったが、法廷の外に原告らの行く手を阻むようにエレベータ方向に柵と背の高いパーテーションが設置され、男女職員が何十人も配備されていたことから移動できなかった。制服を着用した警察官も原告ら周囲を徘徊して監視体制をとり、原告らが「6部に行くから通してもらいたい」と要請しても誰も回答せず、責任者に聞いてくれとのことであった。

6） 原告らは民事第 6 部の書記官に電話で連絡し交渉してようやくこの配備の一部をあけさせ、エレベータホールから民事第 6 部のある12階に上がることができたが、同階北側にある民事第 6 部の書記官室の扉は閉じられ、扉の前では多数の職員が待ち構えていた。そのうち1人が統括書記官と名乗り「話を伺う」と言ったが、直後にでてきた担当書記官は、裁判官は出てこないと告げ、原告らは、同書記官と前記同様のやり取りを繰り返す以外になかった。12階南側エレベータ前付近には、さらに 20 名ほどの前記バリケードを築いた職員らが遠巻きに原告らを監視していたので、原告らが「書記官が戻るのをただ座って待っていただけの原告及び原告代理人が暴力を働くとでも思ったのか」と抗議すると、書記官は「閉廷したのに退席されないと聞いたので要請した」「退室してくださいと言ったが退室してもらえなかったので」などと述べた。しかし、原告らは「退室してください」など退去を求められた事実は全くないからこれに抗議した。

2. 弁論手続きの内容と効力

前記1(1)(2)の経過によれば、裁判所の本件審理は完結しておらず、弁論手続きは続行されなければならない。その根拠は以下のとおりである。

第 1 に、原告らが提出した証拠申出書(2021年1月12日付)は提出扱いされていないし、内容の確認さえ行われていない。したがって手続きには欠缺がある。

第 2 に、山本代理人が前記証拠調べについて意見を述べることを明らかにして発言を始めたところ、裁判長以下裁判官は、示し合わせたように、ほんのさわりでしかなかった発言さえ無視して退廷するという経過であった。このような経過からすれば、手続きの欠缺どころか、審理拒否も甚だしいものであり、およそ審理を完結させた口頭弁論手続きとはいえないものである。

第 3 に、この法廷を取り仕切る権限をもつ裁判長は退廷に際しても、弁論を続行

するのか終了するのか、次回期日の指定はあるのかないのか、次回は何時なのかも法廷に周知しないままであった。これを明瞭な言語によって特定して周知しない限り、弁論は完結していない。したがって、裁判長が自分は閉廷を宣言したとか、弁論を終結させたとか言っても法廷に周知されたことが認められない以上、その効力は認められない。

以上から、裁判長が弁論を終結させた行為は存在しないし、仮に存在するとしても周知されていないのであるから、そのような一方的な「呟き」では無効という以外にない。よって、異議申立の趣旨第１項のとおり、弁論を続行して次回期日の指定を求める。

3. 弁論手続きにおける裁判官の差別的行為について

（1）

以上のほか、原告らの証拠申出書及び証拠調べに関する意見を訴訟手続きの俎上に載せることもなく、原告代理人の意見を無視して背を向け退廷した裁判官の行為は、その必要性も合理性もなく、原告代理人の正当な弁論権を侵害するものである。また、過剰な法廷警備を配置したことに合わせ鑑みれば、原告らに対する根拠のない敵視を決定的動機とするものという以外にない。

（2）

原告らは、本法廷において、安保法制懇及び与党協議会の議事録の開示を求め、また横畠元内閣法制局長官の尋問申請も行っているが、その必要性とあわせて今後の立証について意見を述べようとした山本代理人の発言を途中（というより発言を始めるや否やのこと）、自身の耳に入れないように原告ら及び代理人に背を向けてあっという間に退廷した状況からすると、これに関する議論を根拠もないのに回避しようとしたとしか考えられない。

（3）

そして、原告らは、本訴訟において、国家権力による「国家の安全保障」の論理をもって、女性である原告らの民衆の平和・安全保障を裁く不条理を説き、原告らの安全保障のジェンダー主流化の取り組みがいかに卑劣な手段をもって法制化の過程で踏みにじられ、原告らに損失を及ぼしてきたのか、また民衆の安全保障を蔑ろにする戦争計画がすでにこの解釈改憲及び安保法制を仕組む時点から練りこまれていたことを明らかにしようとしてきた。そうした司法審査を回避する裁判所を厳しく批判してきた。本件弁論における裁判官の行動は、そうした主張立証を嫌悪し、真っ当な審理を恐れ、これを回避しようとする権力者の保身以外のなにものでもない。

（4）

加えて、原告ら代理人の意見をこのような形で無視する態度は「マイクロアグレッション」に属する差別的侮辱の一類型であって、そうした意味においても憲法と良心にのみしたがって裁判をなすべきことを職責とする裁判官としてあってはならない態度であることを付言する。裁判所のこのような原告ら及び代理人の軽視は、過剰警備に象徴される敵視とあわせて、合理的な根拠に基づかないものである以上、ジェンダー規範に基づく「否定」であり差別というべきである。

5. 必要性・合理性・法的根拠はあったのか

原告らは、裁判所に対し、原告らの前記意見をふまえたうえ、改めて、裁判所が原告らに以下の点について説明するよう求める。

（1） 弁論は終結なのか続行なのか。終結であるとすると、審理が尽くされたとする根拠は何か。

（2） 次回期日を何時と設定するのか。

（3） 本弁論期日における法廷警備の配置は誰の権限に基づき、いつ、いかなる必要のもとに判断して行使したものであるか。その権限行使は、法廷秩序の維持に基づくものか、それとも庁舎管理の一環であるのか、法律上の根拠も含めて明らかにされたい。

別紙２

平成28年(ワ)第27258号、平成29年(ワ)第19529号 損害賠償請求事件
原告 朝倉泰子ほか121名
被告 国

第16回口頭弁論調書の記載についての民事訴訟法第160条に基づく異議申立て

2022年2月15日

東京地方裁判所民事第6部合議部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 朋 子

弁護士 齊 田 紀 子

弁護士 秦 雅 子

弁護士 杉 浦 ひとみ

弁護士 角 田 由紀子

弁護士 中 川 瑞 代

弁護士 中 野 麻 美

弁護士 西 川 基 子

弁護士 山 本 志 都

下記のとおり、頭書事件第16回口頭弁論調書の記載については、事実に反する点があるので民事訴訟法第160条第2項に基づき異議を述べる。

記

第1. 異議申立の趣旨

1.「裁判長　弁論終結」として裁判長が弁論終結を告知したとの記載は事実に反するので削除すべきである。

2.「指定期日　令和4年3月25日午前10時00分(判決言い渡し)」として裁判長が次回期日を令和4年3月25日午前10時と指定し、判決を言い渡す旨の告知がなされたとの記載は事実に反するので、削除すべきである。

3.「出頭当事者　従前の口頭弁論の結果陳述」との記載は、前回期日以降の原告らの証拠申出を提出させず、裁判長はその採否も判断していないことが明らかではないので、その旨の記載が明確になされるべきである。

第2. 異議申立の理由

1. 第16回口頭弁論期日の経過

口頭弁論調書に記載されるべき事実を確認するうえで、同期日の裁判官の訴訟指揮及びその経過は以下のとおりである。

(1) 本弁論期日において、原告代理人は、口頭により弁論更新の意見陳述及び準備書面(25)及び(26)の内容について口頭陳述を行った。

(2) 裁判所は原告らが提出した前記準備書面の陳述を確認し、さらに原告が提出した書証については提出を確認し取り調べた。

(3) しかし第15回弁論期日以降第16回弁論期日までに新たに提出した証拠申出書(2021年1月12日付)については、第16回弁論期日において提出扱いさせることなく、したがって、採否の決定も行っていない。

(4) そこで代理人山本は、裁判所に対し、証拠調べについて意見を述べようと立ち上がり、「原告代理人の山本です。今後の立証について意見を・・・」と述べかけたところ、裁判長は、山本代理人の意見に耳を傾けることなく無視して、陪席に合図して立ち上がり、陪席とともに傍聴席及び代理人席に背を向けて法廷から退出した。

2. 弁論終結及び判決言い渡し期日の告知の不存在

第16回口頭弁論調書には、裁判長は弁論終結を宣言し次回期日を判決言い渡し日として令和4年3月25日と指定した旨の記載がなされているが、裁判長が出頭原告ら及び原告代理人らにそのような告知をなした事実は認められない。裁判

長は、主観的には告知をなしたつもりであるのかもしれないが、自分だけに聞こえて法廷に周知したとはいえない「蚊の啼く」ような「呟き」は「告知」とはいえない。原告らは、記載のような告知を受けておらず、したがって、その旨の記載は削除されるべきである。

3. 証人申請をなかったことにした事実の記載

裁判長は、原告が期日前に提出した証拠申出書を無視してこれを弁論期日に提出扱いせず、加えてこれに対する採否の判断を示さなかった。したがって、本件訴訟の弁論手続きは完結しておらず、弁論終結もできないはずのものである。このような手続きの欠缺は、無かったことにされてはならないものであるから、原告らが期日前に提出した証拠申出書が存在し、第16回口頭弁論期日において裁判長はこれを無視して提出扱いにもさせず、したがって採否の判断も行っていないことは明確に口頭弁論調書に記載すべきものである。

4. 原告らの憲法に保障された「裁判を受ける権利」の侵害

果たして告知があったのかどうかさえ客観的に確認することが不可能であるような、仮に裁判長が自分は言ったというかもしれないが、自分にしか聞こえないような呟きによって訴訟が前記のように一方的に進行させられるのは、民事訴訟法の大原則であるところの当事者主義口頭主義に反する。また、原告らには、憲法に保障された適正な手続きによる裁判を受ける権利（憲法31条）を有するのであって、前記に加え、原告らが提出した証拠申出書も無視した挙句に弁論を終結させる行為は、原告らのこの「裁判を受ける権利」を侵害するものであって、到底許されないものである。

5. 結論

民事訴訟法160条3項によれば、口頭弁論の方式に関する規定の順守は、調書によってのみ証明することができるものであるから、前期の点について口頭弁論調書に記載して事実を後日のために遺すことは、裁判所に課せられた重大な責任というべきである。

以上

別紙３

平成28年(ワ)第27258号、平成29年(ワ)第19529号 損害賠償請求事件
原告 朝倉泰子ほか121名
被告 国

口頭弁論期日指定の申立

2022年2月21日

東京地方裁判所民事第6部合議部 御中

弁護士 奥 村 朋 子

弁護士 齊 田 紀 子

弁護士 秦 雅 子

弁護士 杉 浦 ひとみ

弁護士 角 田 由紀子

弁護士 中 川 瑞 代

弁護士 中 野 麻 美

弁護士 西 川 基 子

弁護士 山 本 志 都

第1.申立の趣旨

頭書事件について、下記の理由及び必要により本年2月中に口頭弁論期日の指定をなすよう求める。

第2.申立の理由

1.

本件国家賠償請求訴訟は、2017年4月の解釈改憲閣議決定から同年9月19日の安全保障法制強行採決に至る過程及び強行採決が、公権力行使の濫用によって戦争を放棄した平和憲法を犯し、その結果、①原告らが積み重ねてきた平和への努力を無にし、②その努力によって形成してきた女性に対する暴力(戦時・平時の軍隊による性暴力を中心とする)の根絶をめざす平和の価値と諸国民との間の信義を否定し、③国連安保理決議に基づいて求められた安全保障のジェンダー主流化に向けた原告らの取り組みと成果を無化し、④米軍との有機的一体化のもとに日本を戦場とする危険を余儀なくさせ、⑤軍事化を進行させることによって原告らが根絶を求めてきた女性に対する差別と貧困、暴力を増長させて現実の苦悩を強いるなどの損害を加えられるなどした、各人の有する具体的な権利利益の侵害を根拠に国に対し損害賠償を求めるものである。

2.

原告らは、これまでの主張を立証とともに整理する準備書面(25)を提出したうえさらに立証が求められるとして、新たな立証を含む証拠申し出(国会議員、憲法学者及び軍事ジャーナリストほか)を行ったうえ、第16回口頭弁論期日を前にしてさらに準備書面(26)及び証拠を提出した。これには強行採決から5年を経過して、堰を切ったように直面させられるようになった日本の軍事化と戦場化の危険性を主張立証したものであるが、あわせて、新たな観点から前記尋問申請とともに、文書提出命令の申立が原告らの権利侵害と損害を明らかにするうえで不可欠であること、また憲法解釈の変更と本件法制の射程を検討してきた内閣法制局における事務の経過は、安保理決議で求められた安全保障におけるジェンダー主流化とそのために活動を重ねてきた原告らの排除の過程を明らかにするために横畠元長官尋問は不可欠であることを主張した。

3.

原告らは、文書提出命令申立及び横畠元長官以下の尋問申請にかかる立証事項及び立証の必要性は、準備書面(26)において指摘したつもりであったが、裁判所

は第16回口頭弁論期日において、これに対して何らの応答もしなかった。また前回口頭弁論期日以降原告らが提出した新たな人証申請については、弁論期日に提出させることなく、弁論期日を終えた。

4.

したがって、原告らは、安保法制懇議事録の文書提出命令申立及び人証申請の趣旨を本件請求権の根拠に照らして明確にし、裁判所に正式に新たな立証の申し出をなす趣旨に基づいて、弁論期日を指定するよう申し立てる。

5.

なお、原告らは、裁判所が、すでに弁論は審理に熟して弁論を終結させたとの認識であることは、弁論調書の記載により了知しているが、これには、下記のとおり強く異議があるので、その旨付言する。

(1)弁論終結につき原告らは告知を受けていない。

本年1月28日の第16回口頭弁論において、裁判所は、原告代理人山本弁護士の口頭の弁論の途中で突如退席した。

本弁論の口頭弁論調書において、相澤書記官は、武藤裁判長が結審を宣言し、判決言渡日の告知を行った旨記載したが、原告らが異議申立をなしたとおり、原告らはそのような告知を受けていない。

(2)原告ら代理人の弁論の途中の弁論終結は当事者主義、口頭主義に反する

もし裁判長が弁論終結及び判決期日の告知を行ったとすれば、山本弁護士の弁論の途中でそのような告知を行って一方的に退廷したということになるが、原告ら代理人弁護士の発言途中で裁判長が発言を止めるでもなく、弁論終結を宣言して退廷するなど、民事訴訟法の大原則である口頭主義、当事者主義、直接主義に反するものであり、許されない。

したがって、本件の審理はおろか第16回口頭弁論期日はそもそも終了しておらず、続行期日の指定を求める。

(3)本件の審理は裁判をなすに熟していない(民訴243条)

本件の審理について、原告らは、原告らの権利侵害の有無の主張・立証について安保法制懇の議事録及び与党協議会提出資料等の文書提出命令申立及び横畠証人尋問の採用を前提として立証計画を立てており、そのことを明言してきた。第15回口頭弁論で裁判所はその採用を突如否定したが、これに代わる立証手段の提出を認めず、原告らに次の口頭弁論での結審を通告した。これに対して原告らは

訴訟指揮に対する異議申し立てをなしたが、その回答は未だなされていない。

そして原告らは、今回の第16回口頭弁論までに2021年1月21日付証拠申出書、準備書面(26)を提出し、本件安保法制の射程範囲を裏付ける事実について、詳細な主張をなし、その立証計画を明らかにした。

その立証内容は、本件安保法制による原告らの現在の権利侵害をより強く基礎付けるものであり、現在の被告の主張及び他の裁判所での判決が争点としている権利侵害性と直接結びつく事実に関わるものである。

その立証の必要及び立証計画について口頭で説明し、裁判官の意見を聞くために発言を開始した山本代理人に対して、裁判官はまだ回答はおろかその全容を聞いてもいない。原告らが申請した証人の採否とその理由の告知を原告らは求めているのであって、裁判所には少なくともその採否を口頭弁論の場で明らかにする義務がある。

原告らには、憲法に保障された適正な手続きによる裁判を受ける権利(憲法31条)を有するのであって、原告らが提出した証拠申出書も無視した挙句に弁論を終結させる行為は、原告らのこの「裁判を受ける権利」を侵害するものであって、到底許されないものである。

以上、原告らは速やかに次回の口頭弁論期日の指定を求める。

以上